

## ◆「私立幼稚園への私学助成廃止」の報道について（2）

## 【標記について】

文部科学省が、一部新聞の報道内容についての誤り箇所を、事実関係の公表という形で、下記文書を同省ホームページに掲載する予定です。また、未公開の内容ですので、お取り扱いにご注意くださいますようお願いいたします。

## 取扱注意

## 記事概要

- 政府は、私立幼稚園に対する運営費の助成に当たる「私学助成」について、幼稚園と保育所の一体化施設「こども園」が創設される予定の2013年度を目途に廃止する方向を固めた。
- 文部科学省の私学助成と厚生労働省の保育所運営費を「幼保一体給付（仮称）」に一本化する。
- 「幼保一体給付（仮称）」を受け取るには、施設の基準を満たす必要があるほか、子どもが入園を希望した場合に正当な理由なく入園を拒否できない「応諾義務」を負う。保育サービス料も原則、国が定める公定価格に従わなければならない。
- 応諾義務に拒否感を示す幼稚園関係者は多く、こうした基準を拒んだ場合は幼保一体給付を受けられないため、保護者の負担が増える可能性もある。

## 事実関係

- 幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」については、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に置かれた3つのワーキングチームにおいて、制度の具体的な内容について現在検討中。
- 1月24日に第6回幼保一体化ワーキングチームが開催され、給付システムの一体化をはじめ、幼保一体化の目的、施設の在り方、幼保一体化の道筋といった幼保一体化の全体像についての資料が提出され、委員に御議論いただいたところ。（1月27日の第9回基本制度ワーキングチームにおいても報告）
- 一方、私学助成を含む既存の財政措置の取扱いについては、昨年11月4日に開催された第3回基本制度ワーキングチームの資料（「幼保一体給付（仮称）についてⅡ（案）」）において、「個人給付である幼保一体給付（仮称）のみで施設を運営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置付け、公私問わず、機関補助を行うことができるように検討すべきではないか。」としている。（当該資料は、1月24日の第6回幼保一体化ワーキングチーム及び1月27日の第9回基本制度ワーキングチームにおいても、参考資料として配付している。）
- したがって、報道にあるような「私学助成の廃止を含む給付システムの具体的な仕組みについて方針が固まった」という事実はなく、既存の財政措置の取扱いや、応諾義務及び公定価格の在り方などの個別具体の論点については、今後、ワーキングチームで議論することとなる。